

# 子どもが健やかに成長する環境をつくるための決まり

## ～鳥取県青少年健全育成条例～

青少年 (18歳未満の子ども) が健やかに成長する環境をつくるためのさまざまな決まりがあり、そのうちのひとつが「鳥取県青少年健全育成条例」です。  
みなさんが健やかに成長する鳥取県をつくるために、ひとりひとりができることを「鳥取県青少年健全育成条例」を通じて、いっしょに考えていこう！



### 啓発キャラクター からぼと

#### ミッション

鳥取県青少年健全育成条例とSNSトラブルから子どもを守る合言葉「とりのからあげ」について、子どもたちにわかりやすく伝えること

#### 特徴

子どもたちに危険が迫ると頭の赤色灯がびかびか光るところ



博士



いくみ



じょうたろう



お母さん



お父さん

### このパンフレットの読み方

- このパンフレットでは、鳥取県青少年健全育成条例のうち、中学生、高校生のみなさんに関わりの深い内容の一部を紹介しています。条例の全文を確認したり、関連のある法律や関係のある資料を読んだりしたい場合は、QRコードで示す鳥取県公式ホームページ「とりネット」の「青少年向け鳥取県青少年健全育成条例解説ページ」を参照してください。
- 説明の中で□で囲んでいる番号は、鳥取県青少年健全育成条例の条文の番号です。
- このパンフレットで分かったことをもとに、自分の生活の中でできることを考えたり、友だちや保護者の方と話し合ったりしてみましょう。

発行元・問合せ先

鳥取県子育て・人財局

子育て王国課 青少年担当

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

TEL:0857-26-7076 FAX:0857-26-7863



小さな支えが大きな安心

子育て王国 鳥取県

鳥取県 青少年 検索



## ◆ 私たちのまわりの法や決まり

法には、憲法、法律、命令、規則、条例や条約など様々なものがあり、ピラミッドの上位の法になるほど、強い効力を持ちます。法律の中には、民法のように長年の習慣や道徳から生まれたルールを改めてはっきりさせたものや、道路交通法のように一律に決めておいた方が便利なことを取り決めたものなどがあります。

その他にも、マンション管理規約（マンション管理組合が定めたルール）、校則（学校のルール）など、私たちの暮らしを円滑にするためのたくさんの法や決まりがあります。



※他にも、国と国との約束ごとである「条約」などがあります。

**憲法**…日本の法律のおおもととなっている法。日本国憲法ともいいます。

**法律**…国会で制定される法のことで、国会は国の唯一の立法機関であり、法律を制定できるのは国会だけです。ただし、憲法に違反する法律を定めることはできません。

**命令**…行政機関によって制定される法律のことで、内閣が定める「政令」、内閣総理大臣が定める「内閣府令」、各省の大臣が定める「省令」などがあります。政令は法律に次ぐ効力を持っています。

**条例**…都道府県や市町村などの議会で制定される決まりのことで、法律に違反する条例を定めることはできませんが、その地方独自の様々な決まりがあります。



条例は、それぞれの地方の独自の決まりなんだね。



鳥取県には「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」や「星空保全条例」など、県の特徴がよく分かる条例もあるよ。

## ◆ 条例の決定のしかた

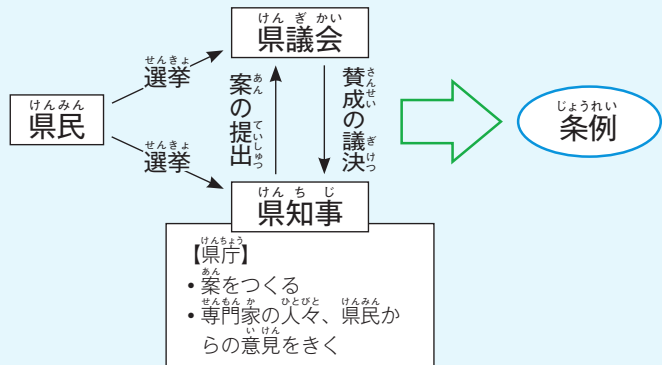
国の政治に国会があるように、県、市町村にも議会（地方議会）が置かれています。県議会、市町村議会の議員も、国会議員と同じように住民から直接選挙で選ばれます。地方公共団体独自の法である条例は、地方議会で定められます。

議会で決定することを「議決」といい、それが県全体の意思決定になるため、県民は選挙によって自分の意見を県の政治に反映させることになります。



県民が選挙で選んだ代表者が話し合っ条例を決定します。

パブリックコメント、県議会への請願・陳情など、選挙以外にも県民が意見や要望を伝えるための制度があります。



※県議会議員が条例案を提出することもあります。

## ◆ 鳥取県青少年健全育成条例ってどうして作られたの？

1970年代に青少年の非行が増えて大きな社会問題になっていたため、青少年の健やかな成長を社会全体で支えることを目的として、1980年12月の県議会に鳥取県青少年健全育成条例案を提出、賛成多数で議決されました。（12月25日に公布、翌年4月1日施行）







その後、社会情勢の急速な変化によってあらわれた青少年に関わる課題に対応するため、条例は14回改正されています。制定から40年あまりの間に県民や青少年育成団体、関係する事業者の協力によって、この条例の目的は県民に着実に広まっていて、社会環境づくりにつながっています。

とっとりけんせいしやうねんけんぜんいくせいじやうれい ないよう  
◆鳥取県青少年健全育成条例はどんな内容？

した ひやう ぜんぶ じやう じやうれい き とくちやう  
下の表は、全部で28条※からなる条例の決まりごとを、それぞれの特徴ごとにまとめたものです。

※条とは、ひとつひとつの項目のことです。

このパンフレットで説明しているのは条例の一部なので、条例の全文やくわしい内容については、QRコードで示すリンク先のページを確認してください。

	おも ないよう 主な内容	リンク先
だい じやう 第1章 だい じやう 第1条～5条	じやうれい もくてき 条例の目的 それぞれの役割 せいしやうねん どりよく ぼごしゃ しぎやうしゃ けんみん せきにな 青少年の努力／保護者、事業者など県民の責任 けん せきにな しちやうそん けんみん きやうりよく 県の責任／市町村・県民との協力	
だい じやう 第2章 だい じやう だい じやう 第6条～第9条の2	けん すす とりくみ 県が進めていく取組 すぐ としよ せいじ ちやうき けつ か ていきやう 優れた図書書の推せん制度／調査・結果の提供 たちいりちやうき せいしやうねんけんぜんいくせいじやうりよくいん 立入調査／青少年健全育成協力員	
だい じやう 第3章 だい じやう だい じやう 第10条～第17条の7	せいしやうねん すこ そだ きまた おこな せいげん 青少年の健やかな育ちを妨げる行いの制限 せいじん む しやうひん ほんばい せいげん 成人向け商品の販売の制限 あんぜん にインターネットをりようできるかんきやう 安全にインターネットを利用できる環境づくり せいしやうねん ぶつびん か と せいげん 青少年からの物品の買い取りなどの制限	
だい じやう 第4章 だい じやう だい じやう 第18条～第21条の3	せいしやうねん たい すこ おこな きんし 青少年に対する健やかでない行いの禁止 いやらしい行いの禁止／場所提供の禁止 しん や がいしゆつ せいげん しん や たちい きんし 深夜外出の制限／深夜立入りの禁止	
だい じやう 第5章 だい じやう だい じやう 第22条～第25条	こま 細かいことについての決まり	
だい じやう 第6章 だい じやう じやう 第26条～28条	ばつ 罰についての決まり	

とっとりけんせいしやうねんけんぜんいくせいじやうれい もくてき やくわり  
◆鳥取県青少年健全育成条例の目的とそれぞれの役割はどんなこと？

じやうれい もくてき やくわり じやうれい なか つぎ き  
条例の目的、それぞれの役割については、条例の中で次のとおり決められています。


**じやうれい もくてき  
条例の目的**

1. せいしやうねん けんぜんいくせい  
青少年の健全育成のために、  
県と県民のやりとげなければ  
いけない責任と義務を  
はっきりさせる。
2. せいしやうねん よ しやかいかん  
青少年にとって良い社会環  
境を作っていくためにしな  
くてはならない解決方法を  
じつこう  
実行し、そのことによって  
せいしやうねん せい  
青少年のしっかりとした成  
長に役立つ。

だい じやう  
第1条

**せいしやうねん どりよく  
青少年の努力**

「次の時代の世の中を引っ張っ  
ていくこと」を自分の役割と考  
え、心もからだも健やかな大人  
として成長していくために、自  
分の能力や考え方をより良いも  
のにするようにすすんで努力す  
る。



だい じやう  
第2条

**おとな やくわり  
大人たちの役割**

[保護者]  
せいしやうねん すこ  
青少年を健やかに育てること  
が自分の役割と考えて、養い  
育んでいく。

[地域住民や事業者]  
せいしやうねん すこ  
青少年の健やかな育ちを妨げ  
ないように努め、地域社会の  
とりくみ きやうりよく  
取組に協力する。

[県民]  
おたが せいしやうねん せい  
お互いに協力して社会環境を  
より良いものにする。

だい じやう  
第4条

## ◆ 子どもが健やかに成長できる社会環境づくり

成人向け※1の商品や子どもが見るのにふさわしくない情報(青少年有害情報※2)に子どもが触れる機会を減らすため、事業者や県民が様々な場面で協力して社会環境づくりを行っています。



※1 「性的なもの」「暴力的、残虐なもの」「自死を賛美しているもの」「薬物を使いたくなるようなもの」のうち、青少年の健全な育ちを妨げるおそれがあるもののことです。

第11条 第1号

※2 ※1にあたるもののほか、犯罪行為や法に触れる行為へ誘うような内容の情報のことです。

第12条の2 第1項第3号

## ◆ どのようにして社会環境づくりに取り組んでいるの？

成人向けの本・コミックや雑誌、ゲームソフト、DVDなどの販売やレンタルを制限  
第11条 第1項

※特に影響が強いものを指定し、販売やレンタルを禁止  
第13条 第16条

成人向けの本・コミックや雑誌、ゲームソフト、DVDなどを分けて陳列  
第11条の2

成人向けの商品の販売を制限  
※特にナイフやボーガンを指定し、販売を禁止  
第11条 第4項 第14条の2 第16条

成人向けの広告(看板やチラシ)の規制  
第11条 第3項

子どもが青少年有害情報を閲覧することを防止  
第12条の2

### インターネットでの購入もいけません

成人向けの商品は、インターネット上のお店や通信販売でも買ってはいけません。  
第16条②

### どうして子どもは成人向けの商品を買ってはいけないの？

子どもが成人向けの商品に興味を持つのはいいことではありませんが、「18歳未満禁止」にはそれなりの理由があります。一番の理由は、成人向けの商品は売られるために刺激的につくられていて、現実とはかけ離れているということです。

ありえないことでも映像や写真では現実のように見えるため、みなさんの心と体の成長に大きな影響を及ぼすと考えられます。

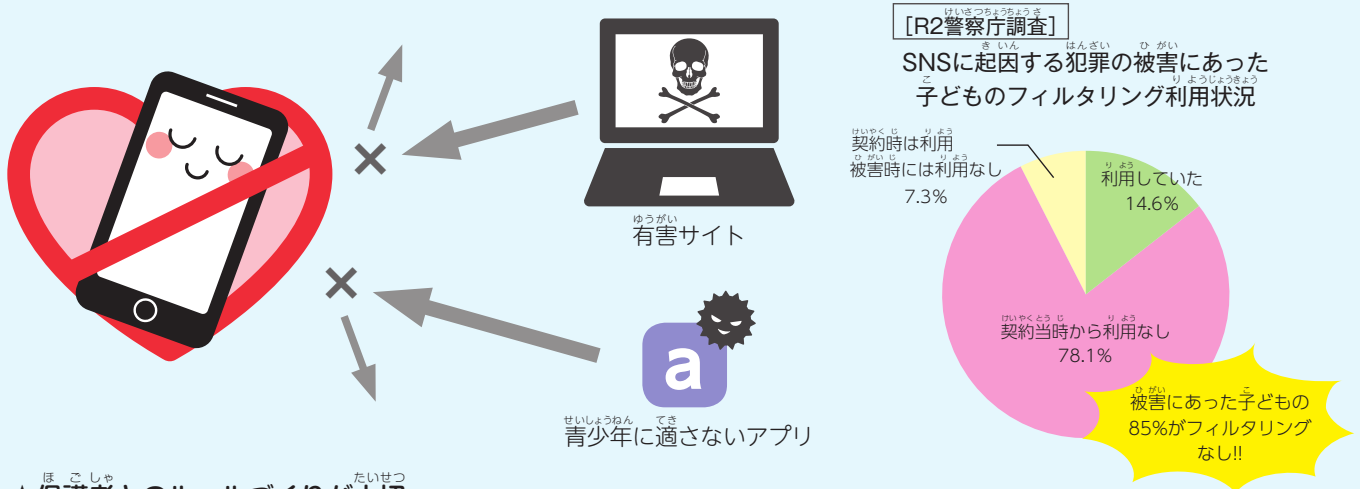
## ◆インターネット上には有害情報や危険がいっぱい

### ★フィルタリングサービスの利用が大切

スマホやタブレット型端末、ゲーム機、パソコンを使うのなら、フィルタリング\*とウイルス対策\*\*のふたつの安全対策が必要です。フィルタリングの設定を外さないようにしましょう。

\*フィルタリング…インターネット上のウェブページなどから子どもの年齢に合わないページを見られなくする機能のことです。

\*\*ウイルス対策…コンピュータへのコンピュータウイルスの感染を防ぐことです。ウイルス対策ソフトやウイルス対策サービスがあります。



### ★保護者とのルールづくりが大切

タブレット型端末やゲーム機、スマホ、パソコン…こんな使い方をしていませんか？

- 自分や他の人の個人情報をアップ
- 朝から深夜までひっきりなしに使用
- 保護者に内緒で課金、ダウンロード
- 「歩きスマホ」や「ながら操作」

トラブルに巻き込まれたり、使い過ぎで学力が低下したり依存状態になったりしないためにも、利用方法や利用時間について保護者とルールづくりをし、そのルールをしっかりと守っていくことが大切です。

それぞれの機器には「ペアレンタルコントロール機能」があり、ソフト、アプリの使用制限、インターネットの閲覧制限、クレジットカードの利用制限、見知らぬ人との出会いを防ぐコミュニケーション制限などに設定することができます。

### 保護者のみなさまへ

近年、SNSでの誹謗中傷事例やバイト先で悪ふざけをした様子を撮った動画を投稿する事例が報告されています。このため、子どもたちがインターネット上のトラブルに巻き込まれ、犯罪の被害者にも加害者にもならないよう適切な指導が必要になっています。

また、インターネット接続機器の過剰使用による生活習慣の乱れも課題になっています。

鳥取県青少年健全育成条例では、お子様のインターネット使用時や機器を持たせる際には、その子の年齢や能力に合わせたペアレンタルコントロールを行うこと、フィルタリングサービスを利用することを保護者に義務づけています。 **第12条の2** **第12条の3**

このパンフレットはトラブルが起こる前にお子様と一緒に考えてもらう内容になっています。日頃からご家庭でスマホやタブレット型端末などのインターネット接続機器の使い方について話し合ってください。お願いします。



### ◆ 身近なところにも危険が潜んでいます

当然のことですが、あなたの体はあなたのものです。もしも勝手に体を見られたり触られたりするなど、いやなことをされそうになったら、「やめて」とはっきり言いましょう。18歳未満の子どもにわいせつな行為をするのは犯罪ですので、あなたががまんをしたり恥ずかしがったりする必要は全くないのです。 **第18条**



### ◆ 危険を避けるために

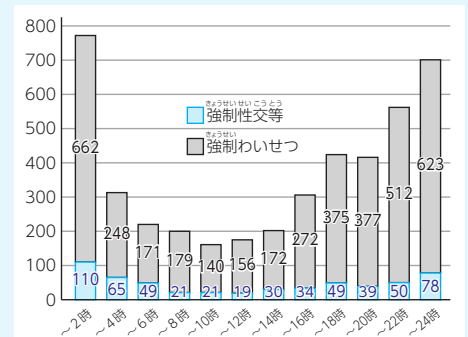
テレビやマンガに登場する不審者はいかにも怪しい外見をしていますが、現実に子どもにわいせつな行為をする人の見た目が「見るからに怪しい」とは限りません。優しく見える人が実は…、ということもありますし、子どもを言葉巧みにだまそうとする人もいます。また、家の鍵を開けるときなど、子どもの注意が他に向いている隙を狙っている人もいます。ひとりで行動するときは特に注意しましょう。

<p>道案内を頼んで車で誘い込む</p>	<p>宅配便業者などのふりをして家のドアを開けさせる</p>	<p>エレベーターを降りる時に人気のないところに連れ込む</p>	<p>自転車を停めた瞬間を狙っておそいかかる</p>
----------------------	--------------------------------	----------------------------------	----------------------------

### ◆ 夜の外出には危険がいっぱい

最近ではコンビニエンスストアなど24時間営業のお店が増え、深夜に歩くのが危険という意識が薄れてきています。また、スマホが手元にあると、すぐに連絡が取れるので安全であると錯覚しそうになります。しかし、辺りが暗くなる時間帯は、悪い人にとって自立ちにくく、悪いことをしやすい時間帯と言えます。実際に、性犯罪の多くが夜遅い時間帯に発生しています。(右のグラフ参照)

警察庁 時間帯別認知件数 (R1)



習い事などでどうしても暗くなってから外出する必要があるときは、防犯グッズなどをもち、できるだけ明るく人通りの多い道を選びましょう。

特に深夜\*は、18歳未満の子どもを外出させたり連れ出ししたりしないようにしなくてはならないと決められているので、みなさんは外出せず、家でしっかりと休息をとりましょう。 **第21条**

この時間帯は、保護者と一緒でもカラオケボックスやインターネットカフェなどには入れません。 **第21条の2**

\*深夜とは、午後11時から翌日の日の出前までの時間帯のことで。

### 保護者のみなさまへ

2015年8月、大阪府の中学1年の男女が殺害されるという大変痛ましい事件が発生しました。被害者となつてしまった中学生は、たびたび深夜外出をしていたとされています。

深夜は子どもにとって望ましくない誘惑や危害に遭遇する確率が高い時間帯でもあります。加害者が悪いのは当然ですが、深夜外出を止めるのは周囲の大人の責務と考え、子どもを守るための声かけをお願いします。

また、保護者同伴であっても深夜外出をくり返せば、深夜外出への子どもの抵抗感を下げて将来の単独外出を助長する恐れがあります。このため条例では、保護者にも深夜に子どもを外へ連れ出さないよう義務づけています。

**第21条** 何人も、正当な理由がある場合を除き、その現に監護し、又は保護する青少年を深夜に外出させないように努めなければならない。

## ◆ SNS※やネット上の危険も避けよう

SNSなどを使って、性的な画像(裸や下着姿の画像)や動画を子どもに撮影させ、送らせる犯罪の被害(自撮り被害)が増えています。(右のグラフ参照)

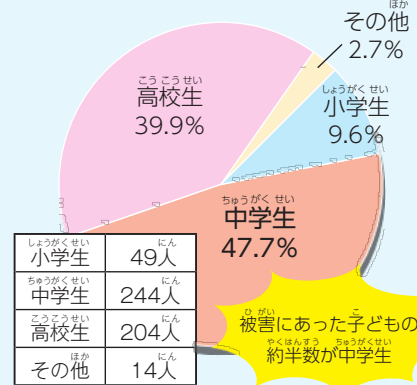
子どもにこのような画像を「送って」と求めるだけでも犯罪ですので、どんなに頼まれても、たとえ相手が親しい人でも、送ってはいけません。

### 第18条の2

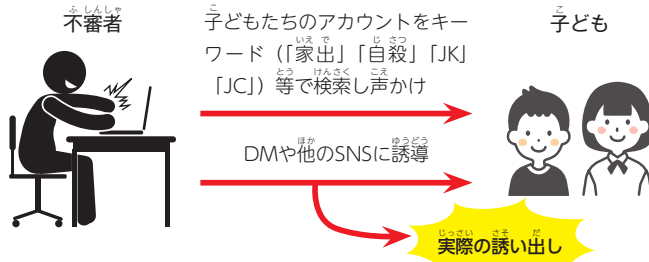
誰かに要求されたり、送ってしまったりしたときは、すぐに裏面の相談窓口へ相談してください。

※LINE、Twitter、Instagram、Tik-Tokなど。年齢による利用制限がありますので注意してください。

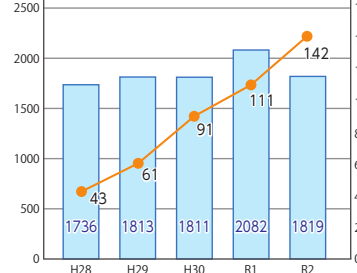
警察庁 全国の自撮り被害の学識別割合 (R2)



### 〈不審者がSNS上で子どもに近づく仕組みの例〉



警察庁 SNSを利用して犯罪被害にあった子どもの数 (R2)



## SNSトラブルから子どもを守る合言葉 とりのからあげ

### ともだちが傷つくことをしない



面と向かって言えないようなことはネット上でも言わない

### りよう時間を決めよう



使い過ぎや「ながら操作」はやめよう

### のせまい 個人情報



制服や風景などの情報や位置情報からも身元が分かる

SNSの使い方について  
- とりのからあげ -

鳥取県内の児童・生徒が制作した「とりのからあげ」PR動画を公開しています。

とりネットからあげ

### かきん (課金) しない



保護者に無許可でゲームの課金やネットショッピングをしない

### らいんは相手のことを考えて送信



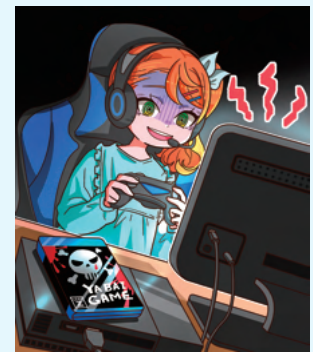
相手にとって迷惑ではないか、送信する前に考えよう

### あわない SNSで知り合った人



SNS上の友だちはあなたがイメージしている人ではないかもしれない

### げーむソフトの年齢制限を守る

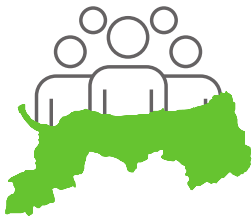


ゲームソフトやゲームアプリの対象年齢を確認しよう

## ◆ 鳥取県の取組


鳥取県は、市町村や青少年の育成に関わる人々と協力しながら、青少年の健やかな成長の助けとなる取組を進めています。 **第3条** **第5条**

県内で50人の方に**青少年健全育成協力員**になってもらい、地域の見まわりや県への情報提供をお願いします。 **第9条の2**




5年ごとに「**青少年育成意識調査**」を行い、その結果をホームページなどで公表しています。 **第9条**

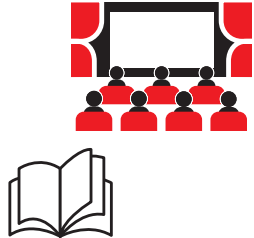
調査結果は、「とっとり若者自立応援プラン」を作る時にも役立てられるよ。



条例が守られているかどうか、県の職員がお店などに**立ち入り調査**をしています。 **第22条**



青少年の健やかな成長に役立つ**図書や映画の推せん**を行います。県民から出された意見により推せんすることもできます。 **第8条**



## ◆ 困ったときは

あなた自身や友だちがトラブルに巻き込まれたり、心がつらくなったりしたときは、できるだけ早くまわりの信頼できる大人（保護者、先生、スクールカウンセラーなど）か、下の表にある相談窓口へ相談をしてください。

### 〈主な相談窓口〉

24時間子どもSOS	0120-0-78310 (なやみいおう) / 24時間受付	いじめ問題やその他の子どものSOS全般
いじめ110番	0857-28-8718 / 24時間受付 メール ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp	いじめについての相談
こどもいじめ人権相談	0857-29-2115 / 24時間受付 メール ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp 24時間受付	いじめについての相談
教育相談	いじめ不登校総合対策センター 0857-31-3956 / 平日 8:30 ~ 17:15	学校生活、親子関係などのなやみについての相談
性暴力被害相談センター クローバーとっとり	0120-946-328 (月)~(金) 10:00 ~ 16:00 (月)(水)(金) 18:00 ~ 20:00	性的ないやがらせ・いじめや性的な動画・画像をとられた、送ったなどの相談
警察の少年相談窓口	24時間受付 (夜間及び土日祝日は受信のみ) ヤングメール youngmail@pref.tottori.lg.jp 平日 8:30 ~ 17:15 東部少年サポートセンター 0857-22-1574 西部少年サポートセンター 0859-31-1574 中部少年サポートテレホン 0858-48-1574	非行や子どものなやみごとについて専門員がアドバイス
性犯罪被害相談電話	#8103 (ハートさん) / 24時間受付	性的ないやがらせ・いじめ、性的な画像をとられた・送ったなどの相談
お住まいの地域の警察署	鳥取県警の警察署一覧 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/63088.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/63088.htm</a>	犯罪に巻き込まれたなどの相談